

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3) -2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄、第8欄及び第11欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7、2-11第1欄から第4欄及び第6欄並びに2-13第3欄に規定する機能に係る料金額は、令和4年度に適用します。

2 料金額
2-1～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.52200円 1秒ごとに 0.039593円	—
(2)～(6) (略)			
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	1秒ごとに 0.0016028円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに 0.0024957円	—
(9)～(10) (略)			
(11) メタル回線収容機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第5条第1項の表中第7-2欄で接続する場合において 音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに 0.017543円	—

2-3 市内伝送機能

区分	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.082625円 1秒ごとに 0.010271円	—

2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.082625円 1秒ごとに 0.00062123円	—
	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	1秒ごとに 0.000082563円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに 0.00014231円	—
(4) (略)			

2-4の2 (略)

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3) -2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄、第8欄及び第11欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7、2-11第1欄から第4欄及び第6欄並びに2-13第3欄に規定する機能に係る料金額は、令和5年度に適用します。

2 料金額
2-1～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.51038円 1秒ごとに 0.042689円	—
(2)～(6) (略)			
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	1秒ごとに 0.0016027円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに 0.0024056円	—
(9)～(10) (略)			
(11) メタル回線収容機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第5条第1項の表中第7-2欄で接続する場合において 音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに 0.018653円	—

2-3 市内伝送機能

区分	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.080828円 1秒ごとに 0.010154円	—

2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.080828円 1秒ごとに 0.00060776円	—
	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	1秒ごとに 0.000078144円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに 0.00013570円	—
(4) (略)			

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	1秒ごとに	0.0046824円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

区分	単位	料金額	備考
中継伝送専用機能	1秒ごとに	0.00080720円	—

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	1秒ごとに	0.000054281円	—

2-5-3~2-6の3 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	1信号ごとに	0.013385円	—
イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能			—

2-7の2~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	1通信ごとに	0.63198円	中継事業者に適用します。
	1秒ごとに	0.066670円	
(2) リルーティング通信機能	1通信ごとに	0.78391円	中継事業者に適用します。
	1秒ごとに	0.074004円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	1通信ごとに	0.021391円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
(4) 音声ガイダンス送出用接続通信機能	1秒ごとに	0.046113円	—
	1秒ごとに	0.050447円	—
(5) (略)			
(6) リダイレクション網使用機能	1通信ごとに	0.054380円	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	1通信ごとに	0.045294円	

2-12 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	1秒ごとに	0.0046374円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

区分	単位	料金額	備考
中継伝送専用機能	1秒ごとに	0.0010190円	—

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	1秒ごとに	0.000058327円	—

2-5-3~2-6の3 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	1信号ごとに	0.013479円	—
イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能			—

2-7の2~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	1通信ごとに	0.60990円	中継事業者に適用します。
	1秒ごとに	0.072088円	
(2) リルーティング通信機能	1通信ごとに	0.76952円	中継事業者に適用します。
	1秒ごとに	0.079748円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	1通信ごとに	0.022714円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
(4) 音声ガイダンス送出用接続通信機能	1秒ごとに	0.049113円	—
	1秒ごとに	0.053424円	—
(5) (略)			
(6) リダイレクション網使用機能	1通信ごとに	0.057744円	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	1通信ごとに	0.048836円	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)				
(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.012595円	

第2表 工事費及び手続費

2 工事費の額
2-1 工事費

区分			単位	料金額	備考
(1)~(32) (略)					
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事にかかる費用	ア イ以外の場合	672回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	163,046円	
		イ 第23条(接続用設備の設置又は回収の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	228,264円	

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)				
(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.015336円	

第2表 工事費及び手続費

2 工事費の額
2-1 工事費

区分			単位	料金額	備考
(1)~(32) (略)					
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事にかかる費用	ア イ以外の場合	672回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	243,696円	
		イ 第23条(接続用設備の設置又は回収の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線 (50Mbit/s 相当) ごとに	321,678円	

附 則（令和 3 年 6 月 2 日西設相制第 000216 号）

- 1 (略)
 (光 I P 電話接続機能に係る経過措置)
 2 (略)

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	_____	_____	_____
(2) 中継交換機能	市外中継交換機により通信の交換を行う機能	1 通信ごとに	<u>0.073707 円</u>	令和 4 年 4 月 1 日以降に適用します。
		1 秒ごとに	<u>0.00055714 円</u>	令和 4 年 4 月 1 日以降に適用します。
(3) (略)		_____	_____	_____

附 則（令和 4 年 5 月 27 日西設相制第 000249 号）

- 1 (略)
 (加入電話・メタル I P 電話接続機能に係る経過措置)

2 この改正規定の適用日から令和 6 年 12 月 31 日までの間、協定事業者が第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 3 欄若しくは第 4 欄で接続するとき又は同第 7-2 欄で接続する場合であって、当社のアナログ電話用設備（電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）第 3 条第 2 項第 3 号に規定するものをいいます。）又は総合デジタル通信用設備（同項第 5 号に規定するものをいいます。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信するとき又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、料金表第 1 表第 1 又は附則（令和 3 年 6 月 2 日東相制第 20-00078 号西設相制第 000216 号）第 2 項の規定にかかわらず、以下の機能を適用します。なお、当該機能に係る料金については、1 通信ごとの料金額及び 1 秒ごとに料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。

区分		単位	料金額	備考
加入電話・メタル I P 電話接続機能	加入者交換機能、加入者交換機回線対応部専用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、メタル回線収容機能、中継交換機能、中継交換機回線対応部専用機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継伝送専用機能、閉門系ルータ交換機能、音声パケット変換機能、S I P	1 通信ごとに	<u>0.54419 円</u>	

附 則（令和 3 年 6 月 2 日西設相制第 000216 号）

- 1 (略)
 (光 I P 電話接続機能に係る経過措置)
 2 (略)

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	_____	_____	_____
(2) 中継交換機能	市外中継交換機により通信の交換を行う機能	1 通信ごとに	<u>0.066769 円</u>	令和 5 年 4 月 1 日以降に適用します。
		1 秒ごとに	<u>0.00051451 円</u>	令和 5 年 4 月 1 日以降に適用します。
(3) (略)		_____	_____	_____

附 則（令和 4 年 5 月 27 日西設相制第 000249 号）

- 1 (略)
 (加入電話・メタル I P 電話接続機能に係る経過措置)

2 この改正規定の適用日から令和 6 年 12 月 31 日までの間、協定事業者が第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 3 欄若しくは第 4 欄で接続するとき又は同第 7-2 欄で接続する場合であって、当社のアナログ電話用設備（電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）第 3 条第 2 項第 3 号に規定するものをいいます。）又は総合デジタル通信用設備（同項第 5 号に規定するものをいいます。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信するとき又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、料金表第 1 表第 1 又は附則（令和 3 年 6 月 2 日東相制第 20-00078 号西設相制第 000216 号）第 2 項の規定にかかわらず、以下の機能を適用します。なお、当該機能に係る料金については、1 通信ごとの料金額及び 1 秒ごとに料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。

区分		単位	料金額	備考
加入電話・メタル I P 電話接続機能	加入者交換機能、加入者交換機回線対応部専用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、メタル回線収容機能、中継交換機能、中継交換機回線対応部専用機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継伝送専用機能、閉門系ルータ交換機能、音声パケット変換機能、S I P	1 通信ごとに	<u>0.45830 円</u>	令和 5 年 4 月 1 日以降に適用します。

サーバ機能、SIP信号変換機能、番号管理機能、ドメイン名管理機能、一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般中継系ルータ接続伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄若しくは第4欄又は第7-2欄で接続し、交換設備及び伝送路設備又はIP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.044132円	
---	-------	-----------	--

サーバ機能、SIP信号変換機能、番号管理機能、ドメイン名管理機能、一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般中継系ルータ接続伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄若しくは第4欄又は第7-2欄で接続し、交換設備及び伝送路設備又はIP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.043735円	令和5年4月1日以降に適用します。
---	-------	-----------	-------------------

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、令和5年4月1日に遡及して適用します。ただし、第2項については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

（ワイヤレス固定電話の適用に係る経過措置）

2 この改正規定の適用日から令和6年12月31日までの間、協定事業者がワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第3条第2項第4号の3に規定するものをいいます。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信する場合又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信する場合は、料金表第1表第1及び附則（令和4年5月27日東相制第21-00094号及び西設相制第000249号）第2項の規定にかかわらず、附則（令和3年6月2日東相制第20-00078号及び西設相制第000216号）第2項に規定する光IP電話接続機能と同一の接続料を適用することとします。